

別紙1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人) ロ 公会堂又は集会場(30人) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人) ロ 遊技場又はダンスホール(30人) ハ 性風俗関連特殊営業(30人) ニ カラオケボックス類(30人) 3項 イ 待合、料理店類(30人) ロ 飲食店(30人) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人) 6項 イ 病院、診療所又は助産所(30人) 8項 図書館、博物館、美術館類(50人) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人) ロ イ以外の公衆浴場(50人) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人) 11項 神社、寺院、教会類(50人) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人) 15項 前各項に該当しない事業場(50人) 16項の2 地下街(30人) 17項 文化財建築物(50人) 【消防法施行令第1条の2第3項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	16項の3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの) 【消防法施行令第1条の2第3項】	(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上
		(8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの) 対策計画	知事	1部(1部)	同上